

移換届出書兼運用指図書

34512②20 05

必ずお読みになり、内容をご確認のうえ、ご記入ください。

《移換とは》

現在加入している確定拠出年金制度(DC)に、以前加入していた確定拠出年金制度から、個人別管理資産と加入履歴を引き継ぐことです。

《移換時の注意点》

- 現在加入している企業型確定拠出年金制度への移換を行う移換元の確定拠出年金制度が複数ある場合は、運営管理機関へご相談ください。
- 移換元の企業型年金の資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に移換手続きしていない方については、当該移換元企業型年金もしくは国民年金基金連合会(資産が国民年金基金連合会に移換済の場合)から、自動的に資産が移換されることがあります。(申出なし移換)
申出なし移換の対象として既に登録されている場合には、当帳票を提出いただいても、処理がされない場合がありますので、ご了承ください。
- 移換元の確定拠出年金制度において、加入者のままで資格喪失手続きを行っていない場合、当帳票を提出いただいても、移換の処理が進みません。
移換元の確定拠出年金制度において、資格喪失手続きを行ってから当帳票を提出してください。
- 他の確定拠出年金制度で障害給付金を年金として受給している場合は、その制度にて年金を受給し続けることができます。
その場合は、当帳票の提出は不要です。

《記入時の注意事項》

- (注1) 移換先の確定拠出年金制度が以下のどちらに該当するかは、事業主、運営管理機関にご確認ください。
加入者番号省略可企業の場合…従業員番号(左詰で企業一律の桁数)をご記入ください。
加入者番号省略不可企業の場合…既に加算者番号が発番されている方は必ずご記入ください。
- (注2) 自動移換とは、企業型確定拠出年金加入者の資格喪失後、または企業型確定拠出年金の解散後、翌月から6ヶ月以内に移換(他の確定拠出年金制度へ資産を移すこと)の手続きを行わず、他に移換先となる企業型年金もしくは個人型年金がない場合、自動的に個人の資産が現金化され、国民年金基金連合会へ移換されることをいいます。
- 異動事由と記録関連運営管理機関の欄は、移換元の制度と記録関連運営管理機関に応じて「V」をつけてください。移換元の制度と記録関連運営管理機関の組み合わせパターンは、以下の9つです。

		移換元の記録関連運営管理機関名(表中は、【移換元RK】と表記)				
		日本レコード・キーピング・ネットワーク(株) (NRK)	日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) (JIS & T)	損保ジャパンDC証券(株) (DC証券)	SBIベネフィット・システムズ(株) (SBIBFS)	特定運営管理機関 (JIS & T)
移換元の制度	DC (確定拠出年金)の企業型	【異動事由】 V AO	【異動事由】 V AO	【異動事由】 V AO	【異動事由】 V AO	
		異動事由の欄の右側にある事業主名称・事業主住所の欄をご記入ください。				
		【移換元RK】 V 0000074	【移換元RK】 V 0000011	【移換元RK】 V 0000015	【移換元RK】 V 0000115	
	DC (確定拠出年金)の個人型(iDeCo)	【異動事由】 V A1 【移換元RK】 V 0000074	【異動事由】 V A1 【移換元RK】 V 0000011	【異動事由】 V A1 【移換元RK】 V 0000015	【異動事由】 V A1 【移換元RK】 V 0000115	(自動移換された方はこちらです) 【異動事由】 V A1 【移換元RK】 V 8800000

- 移換金の運用割合は、合計100%となるようにご記入ください。